

政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第４期）における今後の方向性（案）

１ 登録政治資金監査人の登録及び研修について

（１） 登録政治資金監査人の登録について

【今後の方向性】

- ― 全国的には登録者数が国会議員関係政治団体数を上回っていること、登録政治資金監査人１人当たりの国会議員関係政治団体数は、最も多い地域で２．４となっているが、この数値は、実際の登録政治資金監査人１人当たりの政治資金監査実施団体数２．６４（平成３０年度フォローアップ研修（実務向上研修）アンケート結果による）と比較してもさほど差は見られず、地域的偏在による支障は特段生じていないものと考えられることから、政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分に確保。
- ― しかしながら、近年登録者数の年齢層が上がっていることや、登録抹消者数が増加傾向にある中、登録抹消者数における年齢層も上がっていることを踏まえると、引き続き登録政治資金監査人の安定的確保等に向けて取り組んでいくことが必要。
- ― そのために、引き続き、関係士業団体と連携し、登録政治資金監査人制度について、周知・広報を行っていくことが必要。
- ― また、島根県及び高知県のように、登録政治資金監査人１人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域の状況にも、引き続き注視していくことが適当。

（２） 政治資金監査に関する研修の実施について

・ 登録時研修について

【今後の方向性】

- ― 登録時研修については、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に基づいて個別研修方式及び要望研修方式による研修を継続していくことが必要。
- ― その際、登録時研修における要望研修方式については、現在、人数の基準を受講希望者５人以上としているが、登録時研修を未だ修了していない登録政治資金監査人のニーズを今後把握した上で、当該基準の緩和を検討することが適当。

- また、地域的偏在の是正を図る目的で、登録政治資金監査人1人当たりの国会議員関係政治団体数が多い地域において登録時研修を実施することについては、引き続き、状況を注視しながら検討することが適当。

2 政治資金監査に関する具体的な指針等について

(1) 政治資金監査マニュアルについて

【今後の方向性】

- 政治資金監査マニュアルの内容については、当委員会のホームページやフォローアップ研修を通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況や、登録政治資金監査人等から寄せられる意見等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当。

(2) 「政治資金監査に関するQ & A」等について

【今後の方向性】

- 政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、政治資金監査マニュアルを補完する当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ & A」の充実、政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当。

3 政治資金監査の質の向上について ～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

(1) フォローアップ研修について

【今後の方向性】

- フォローアップ研修については、登録政治資金監査人が政治資金監査実務の基礎知識を定着・向上させることを目的として実施しているものであり、受講者からも概ね好評価を頂いているところであるが、登録政治資金監査人のニーズを踏まえ、その内容の充実、参加機会の拡充や受講の促進を図りながら、今後も継続的に実施していくことが必要。

① 研修の内容の充実について

- 研修参加者の概ね6割が政治資金監査経験者であること、研修内容に関する研修参加者のニーズも踏まえ、実務的な演習により重点を置いて、研修内容の更なる充実を図ることが適当。
- 具体的には、研修時間の変更などにより、実務向上研修（特に演習問題）が中心の内容にすることや、政治資金監査実務上、誤りの多い点について具体例を活用して説明すること等、研修内容の充実に関して検討することが適当。

② フォローアップ研修への参加の促進

- フォローアップ研修（実務向上研修）の参加者数が各年度とも概ね1,000人程度となっているが、これは、近年の登録時研修修了者数全体の2～3割弱程度にとどまるものであるため、研修の内容を充実させるとともに、今後も関係士業団体との協力を強化し、登録政治資金監査人に効果的な周知を図り、研修への参加促進を図ることが必要。
- その際、まだ一度もフォローアップ研修（実務向上研修）に参加していない登録政治資金監査人が約半数弱存在することを踏まえ、引き続き、未受講者に対し、受講を促していくことが必要。
- また、研修の開催回数・場所・時期について、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとし、受講者にとっての利便性の向上を図り、できるだけ多くの登録政治資金監査人が研修の参加機会が得られるよう配慮することが必要。
- 例えば、現状の実務向上研修に参加ができない登録政治資金監査人のため、実務向上研修における要望研修方式の導入や、遠隔地からでも研修をより受けやすくする環境整備に関して検討することが考えられる。
- なお、上記研修への参加促進に関する検討にあたっては、これまで一度も実務向上研修に参加したことのない登録政治資金監査人のニーズを、より詳細に把握していくことが必要。

（２） 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について

【今後の方向性】

- 本取組は、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なもの。
- 本取組の重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげるため、本取組を継続して実施することが必要。
- なお、継続にあたっては、これまでの取組結果等を踏まえ、個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人の人数が可能な限り減少するよう、より効果的な周知・研修方法等の検討が必要。
- 具体的には、過去５年分の本取組結果に基づき、特に誤りの多かった事例等を全ての登録政治資金監査人に対して改めて周知するとともに、研修等の機会を活用し、注意すべき点等の説明を丁寧に行うことなどが考えられる。
- また、平成２７年分の収支報告書（定期分）から平成２９年分の収支報告書（定期分）までにおいて、毎年一定数（５０人程度）の登録政治資金監査人に対して個別の指導・助言を行ってきた実績を踏まえると、個別の指導・助言の対象となる誤りを未然に防ぐための更なる取組みが必要。
- 例えば、政治資金監査に関する研修に係る資料の内容や、政治資金監査報告書チェックリストの内容の見直し等に関して検討することが考えられる。
- なお、こうした個別の指導・助言の取組み状況を確認しながら、都道府県選管等の意見も踏まえつつ、個別の指導・助言のあり方に関して必要な検討を行うことが適当。